

## 市報あまがさき広告掲載権売却仕様書

この仕様書は、尼崎市広報誌「市報あまがさき」（以下「市報」という。）に掲載する広告の募集及びその掲載に係る業務を実施するために必要な事項を定めるものである。

### 1 売却対象

令和8年5月号（5月1日発行）から令和9年4月号（4月1日発行）までの市報の広告掲載権

### 2 掲載する広告

- (1) 枠数 60枠（市が認める場合は、総枠数を増やすことができる）。掲載数は各月5枠以上7枠以下とする。
- (2) 内容 尼崎市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）第3条及び尼崎市広告掲載基準に適合したものであること。
- (3) 規格 1枠は、縦75ミリメートル×横165ミリメートル（黒100%で0.35ミリメートルの囲みを含む）。ただし、縦75ミリメートル×横82ミリメートルを1枠として2枠をセットにして掲載することは可能とする。
- (4) 掲載場所 ページの下1段
- (5) データ形式 修正が必要ない完全データ（Adobe Illustratorで作成したEPSファイル。ファイルのバージョンは原則としてCCとする）。色はCMYKのシアンと黒の2色。
- (6) その他 詳細は別紙市報あまがさき広告掲載ガイドラインのとおり

### 3 実施事項

- (1) 市報に広告の掲載を希望する者（以下「広告主」という。）の募集
- (2) 掲載条件などの広告掲載に係る事項についての広告主との交渉、調整
- (3) 広告主の広告の市への納品
- (4) その他、広告主からの問い合わせその他の広告についての一切の対応

### 4 広告図案の提出

広告掲載月の前月の10日（土・日・祝日の場合は、その直前の開庁日）までに広告図案（PDF及びEPSデータ）を提出すること。ただし初めて広告を掲載する事業者のものについては広告図案は前月の5日（土・日・祝日の場合は、その直前の開庁日）までに提出すること。また、掲載数及び掲載企業名、掲載内容の概要については、広告掲載月の前々月の20日（土・日・祝日の場合は、その直前の開庁日（令和8年5月号は令和8年4月3日まで））の午後5時までに書面をもって報告すること。

### 5 支払方法

- (1) 市は、広告掲載月の前月の末日までに、落札額（税抜き）に掲載数を乗じた額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる）を請求する。ただし、掲載数が各月5枠に満たない場合でも、5枠掲載したものとみなす。
- (2) 市の請求を受けたときは、請求を受けた日の属する月の翌月の末日までに、請求額を市の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

### 6 その他

他に定めのない事項については、法令（尼崎市の条例等を含む）及び要綱の定めるところによるもののがほか、協議して定める。

以上